循環型社会形成推進基本計画の点検の進め方について(案)

1.循環基本計画の点検スケジュールについて

各府省の自主的点検を踏まえて中央環境審議会の点検を実施すること、環境基本計画の点検との連携を図ることを考慮し、循環型社会計画部会における点検は、夏以降に本格的審議を行い、年内に点検報告書をとりまとめる。

各府省の自主的点検は、4月から開始し、夏までに取りまとめを行う。 各府省の自主的点検及び環境基本計画の点検スケジュールとの関係から、循 環型社会計画部会における点検を、8~11月程とする。

4~7月

・各府省の自主的点検

8~11月

- ・循環型社会計画部会による点検
- ・点検報告書(案)のパブリックコメント
- ・点検報告書とりまとめ

2. 点検項目について

循環基本計画で示された「物質フロー指標に関する目標」、「取組目標に関する目標」及び「国の取組」を点検項目とする。

また、「各主体の果たす役割」で記載された事柄についても適宜フォローする。

点検項目は、循環基本計画の第3章で示された「物質フロー指標に関する目標」「取組指標に関する目標」、第4章で示された「国の取組」とする。

また、循環基本計画第5章で示された「各主体の果たす役割」で記載された 事柄で主要なもののうち客観的で把握の容易な施策についてもフォローをする。

物質循環フローに関する目標

- ・資源生産性
- ・循環利用率
- ・最終処分量

取組指標に関する目標

- ・循環型社会形成に向けた意識・行動の変化
- ・廃棄物等の減量化
- ・循環型社会ビジネスの推進
- ・個別品目・業種にかかる個別リサイクル法・計画等に基づき定されている 目標

国の取組

・バイオマス・ニッポン総合戦略など 各主体の果たす役割

- 3. 中央環境審議会の点検の進め方
- (1)循環型社会計画部会による点検の流れ

数値目標に係る最新データ、国の取組にかかる報告を受け、点検報告書(案) を作成。パブリック・コメントを経て、点検報告書をとりまとめ。

「物質フローに関する目標」に係る最新データなど数値目標に係る報告、国の取組に係る報告等(2~3回程度)を受け、点検報告書(案)を作成する。なお、主要項目については関係府省や産業界等からヒアリングを実施する。 点検報告書(案)に係るパブリック・コメントを実施する パブリック・コメントの意見を踏まえ、点検報告書をとりまとめる。

(2)国の取組にかかる中央環境審議会への報告の方法について

各府省は自主的点検の結果報告書を中央環境審議会へ提出

各府省の自主的点検の結果報告書の提出を受ける。

なお、各府省の自主的点検結果も含めた点検に係る作業に当たっては、環境 基本計画において実施される点検作業との連携を図る。